

ID: 57

担当部署: 教育委員会 社会教育課

処分の概要	使用許可の取消し等		
例規名 根拠条項	聖籠町蓮のギャラリー等条例 第6条		
例規番号	平成11年 条例第15号		
<p><b>【根拠条文】</b> (使用の取消し等)</p> <p>第六条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、使用を取り消し、又は使用を制限し、若しくは停止することができる。この場合において、施設を使用しようとする者に損害があつても、教育委員会はその責を負わない。</p> <p>一 使用者が、この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。</p> <p>二 使用者が、偽りその他不正の手段により使用したとき。</p> <p>三 使用の目的が、公の秩序又は善良の風俗に反するおそれがあるとき。</p> <p>四 施設の管理上支障があると認めるとき。</p> <p>五 災害その他の事故により施設の使用ができなくなつたとき。</p> <p><b>【基準】</b> 根拠条文に同じ。</p>			
備考			
設定年月日	平成 22 年 4 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日